

2015 年 8 月 3 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 谷本 寿男

パキスタン国カラチ市内国道 5 号線改善計画
(協力準備調査(無償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2015 年 7 月 24 日(金) 13:57～17:35
- ・場所：JICA 本部(会議室：1 階 111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、清水谷委員、谷本委員、早瀬委員、米田委員、村山委員(村山委員はメール審議にて参加)
- ・議題：パキスタン国カラチ市内国道 5 号線改善計画準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) パキスタン国カラチ市内国道 5 号線改善計画準備調査助言委員会事前配布資料
 - 2) 追加資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)

全体会合(第 61 回委員会)

- ・日時：2015 年 8 月 3 日(月) 14:31～16:11
- ・場所：JICA 本部(会議室：1 階 113 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 本事業のごとくの既存道路の拡幅計画に加えて、カラチ市内および周辺地域の鉄道・バス等の大量輸送機関並びに公共交通機関等の整備に係わる交通政策をレビューし、その内容を DFR に記述すること。
2. KMC(カラチ市役所)の道路維持管理にかかわる予算・人員・機材の確保並びにマニュアル作成などのための内部規定の整備さらに維持管理能力の強化が、本事業の工事実施時から供与後の間に行われるように、これら諸点を提言として DFR に記述すること。
3. 本事業の東西接続区間の状況に関連づけて、本事業 11km の拡幅・改修が国道 5 号線の円滑・安全な交通の確保に寄与する理由を DFR に記述すること。
4. 「土地は連邦・州が所有する」という表現の根拠を再度精査し、DFR において適切な表現に改めること。
5. 本事業の補償対象者および補償対象資産を明確にし、カットオフデータの公示といった作業が丁寧・適切に行われるように KMC 等関係機関に提言すること。

代替案の検討

6. 代替案として、ゼロオプション、現道拡幅案ならびに一部バイパス案が提案されているが、現道 ROW の活用、接続する東西区間との整合性といった観点から、現道拡幅案に至った経緯を DFR に記述すること。

スコーピングマトリックス

7. 大気汚染の供用時の評価については、交通渋滞緩和により排気ガスが減少するというプラスの評価の一方で、交通量（特に、大型車両）の増大に伴い排気ガスが増加することによるマイナスの評価も加え、必要な対策を検討すること。
8. 道路整備に伴う周辺地域での小規模開発の累積的な進展による負の影響が懸念されるため、水質汚濁及び廃棄物に係わる供用後のスコーピングの評価を見直し、KMC に必要な対策を講じるように提言すること。
9. 本事業の実施が、水系及び流域を通じて、下流域に生育するマングローブ林等の自然環境に与える影響について分析し、その結果を DFR に記述すること。
10. 本事業の実施による道路拡幅ならびに昼夜の交通量増加が、道路敷や周辺部に生息する爬虫類や蝶類へ及ぼす影響について可能な範囲で精査し、その結果を DFR に記述すること。
11. 雇用や生計手段等の地域経済、子どもの権利の項目については、供用時の評価を見直し、交通量の増加に伴う事故や横断阻害等の負の影響が発生する可能性について検討したうえで、その結果を DFR に記述すること。
12. スコーピング項目の生態系については、沿道の更地における自然環境に与える本事業による影響を考慮した評価とし、その理由も合わせて DFR に記述すること。

環境影響

13. 事業実施地域の気候特性及び実施機関の技術や経験・実績等を考慮した植樹帯の植栽の考え方を検討し、その結果を DFR に記述すること。
14. 工事宿舎からの排水(下水)及び廃棄物の処理対策を検討し、その結果を DFR に記述すること。
15. 工事期間中における騒音・振動の軽減策を検討し、その結果を DFR に記述すること。
16. 供用時の騒音・振動の項目では、運用規制を含めて、法定基準値を超えないように舗装材料、緩衝地帯の幅や植樹のデザインを可能な範囲で検討し、その結果を DFR に記述すること。

社会配慮

17. 道路拡幅事業が実施され交通量が増加することから、道路沿線の住民及び営業者ならびに運転者を対象とした安全交通および交通事故リスク低減にかかる教育の必要性を事業実施機関に促したうえで、検討内容を DFR に記述すること。
18. 水道・ガス管等のユーティリティの設置場所と道路拡幅箇所との位置関係を精査し、本事業がこれらのユーティリティに与える影響と必要な対策を DFR に記述すること。
19. 本事業の実施においては、対象道路の沿線で現在商業を営む人々の経済活動についても配慮を行う必要がある。そのため、営業者等のニーズを把握し、並びに、営業者等からの本事業の実施に対する十分な理解を得るために、公正な協議のプロセスが確保されるよう KMC 等関係機関に提言を行うこと。

ステークホルダー協議

20. 地域住民等に対するステークホルダー協議は、スコーピング等の早い段階から、情報が公開された状況下で実施されるべきであることを KMC に提言し、協議に係わる活動が支援されるような方策を講じること。

以 上